

農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事内容

1. 日 時 平成 15 年 3 月 7 日（金） 10：00～12:00
2. 場 所 林野庁林政部会議室（本館 7 階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、小林委員、野村委員、早坂委員、林委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、経営課長、木材課長
計画課長、施工企画調整官、整備課長、治山課長

4. 議事録

（太田座長）

ただ今から、農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。
それでは、林野庁長官より御挨拶をお願いしたいと存じます。

（林野庁長官）

林野庁におきましては、ご存じのとおり森林・林業基本法を改正いたしまして、森林・林業基本計画を樹立し、それに従って現在施策を進めているところでございます。また昨年は地球温暖化防止に関しまして、森林吸収源 10 年対策を年末に策定したところでございます。本日はそのことにつきましても、ご説明させていただきたいと思っております。これらを実行していくことで、特に森林吸収源 10 年対策というような形で見ますと、3.9%の機能を検証・報告していかなければならないということでございまして、今まで以上に実行性ある施策を行い、きちっとした形で実績を上げていくことが必要になるわけでございます。そういう点で、我々として政策評価というものを大変大事にして参りたいと考えているところでございます。

実は今日朝に、経済同友会との懇談会がございまして、経済同友会の方からは今回森林再生をメインテーマにいたしまして、21 世紀グリーンプランというご提案をいただいたところでございます。そのことについて、説明し論議したいというお話がございましたが、その中でもやはり、これからの森林というものを考えたときには、今の状況に対して個々の乖離をどうしていくかという議論だけではなくて、トータルなプランを示して、こういう方向に持っていきたい、ということをはっきり言うべきではないかと。我々が示した森林・林業基本計画がまさしくこれに該当すると思っておりますが、そういったことが必要だということと同時に、長期にわたるのでそれぞれにわたる段階できちっとした評価をしていく、ということが必要ではないでしょうか、ということが締めくくりに向こうから提言をされたところでございます。そういう点でいきますとまさしくこの政策評価がそういうことにあたるのではないかと、思っているところでございまして、是非皆様方から忌憚のない意見を賜り、政策評価が

実りあるものになりますよう、よろしくお願い申し上げます。そのことを
お願い申し上げまして、冒頭のご挨拶にさせていただきたいと思います。よろしくお
願い申し上げます。

（太田座長）

どうもありがとうございました。

では、議事に入ります前に事務局より配付資料の確認をお願いしたいと思います。
よろしくお願いします。

（企画課長）

企画課長でございます。

資料一覧が配布されていると存じますが、それに基づきまして確認させていただき
たいと思います。

まず資料の1でございますが、「政策評価の動向について」。資料2といたしまして、
「地球温暖化防止森林吸収源 10 年対策の概要」でございます。次に公共事業関係
につきまして、資料3-1としまして「林野公共事業等の事前評価」、資料3-2とし
まして「林野公共事業における事前評価マニュアル」、資料3-3としまして「森林整
備関連非公共事業における事前評価マニュアル」、資料3-4としまして「平成15年
度新規採択チェックリスト」。3-5としまして「平成14年度森林整備事業（林道関
係）再評価実施路線」。

続きまして資料4、4-1としまして「林業・木材産業構造改革事業の概要」。4-2
としまして「新規事業の採択基準」。4-3としまして「事前評価結果について」。更
に資料5は補助事業関係でございまして、5-1が「期中及び完了後の評価について」。
「期中の評価結果」が5-2でございまして、5-3は「完了後の評価結果」。森林整
備事業の「完了後の評価結果」が5-4でございます。

以上が資料でございますが、参考といたしまして、1つが平成14年度森林環境保
全整備事業、旧林道事業ということで、旧事業名で整理した資料がございます。それ
から、民有林補助事業、治山事業の体系という資料。完了後の評価を取りまとめた資
料、A3を含めました大きい資料でございます。以上でございます。お揃いござい
ましょうか。

それから、本日より傍聴の方がいらっしまして、政策評価会もそうございま
すように、専門部会も傍聴の方に入らせていただいております。よろしくお願いします。
以上でございます。

（太田座長）

はい、ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

それでは早速でございますが、議事に入りたいと思います。

本日はまず、政策評価の動向について報告を受け、その後平成15年度に新たに実
施する事業の事前評価、及び平成14年度の補助事業の期中及び完了後の評価結果に
ついて、各委員より意見をいただきたいと思います。っております。

それでは、議事に従いまして進めたいと思います。

まず、議事の 1、政策評価の動向について、事務局より報告願います。

(企画課長)

企画課長です。資料 1 をご覧ください。政策評価の動向について、ということでまとめております。

1 番の事業評価でございますけども、これは本日ご意見をいただくものでございますが、これにつきまして昨年ご意見をいただきました平成 13 年度の事業評価は、これはここに出ておりますように、林野公共事業等の実施要領などに基きまして、個々の事業の実施地区を対象に、事前評価、期中の評価、完了後の評価を実施したわけございまして、これは原則として都道府県を含む事業実施主体が評価を行ったということでございます。具体には直轄事業と公団は国が行いまして、それから補助事業は都道府県等が評価を行った、ということでございます。

昨年 4 月 1 日に、ここに出ておりますように「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、これが施行されたわけでございます。これにつきまして、次の頁をめくっていただきたいのですが、両面になっておりますので 3 頁になりますが、ここに法律が出ておりまして、第 3 条第 1 項に行政機関はという出だしで、下の方に自ら評価する、というようなことになっているわけでございます。なお、その下に基本方針がありまして、必要性・効率性・有効性につきまして、それぞれ必要性はということで、効率性はということでやっていく、有効性はということでやっていく、というようなことで、閣議決定でより具体的に書いてあるわけでございます。

1 頁に戻っていただきまして、そういうことで行政機関が自ら評価を行っていく、ということとされたわけでございます。このため平成 14 年度の事業評価につきましては法律に即しまして、前まで補助事業の事業実施主体が評価してきたものを、事業評価につきましても国が行うということになったわけでございます。また、その評価内容につきましても、今法律を見ていただきましたように、必要性・効率性・有効性の観点に立った評価を行う、ということになったわけでございます。

2 番でございますけども、政策評価の体系化でございます。これはいわゆる政策ツリーと呼んでおります。これは実績評価と申しまして、政策分野毎に目標を立てて評価をしているわけでございます。林野関係につきましても、9 つの政策分野を設けてやっております。ここには出ておりませんが、例えば森林の多面的機能であるとか、森林の保全であるとか、あるいは研究開発の推進であるとか、9 つの政策分野につきまして、評価をしているわけでございます。しかしながら、この政策評価が要すれば並列になっておりまして、どうもお互いの政策分野の関係が明示されていないと全体的に捉えにくい。ですからこれを政策ツリーという形で体系的により分かりやすくした方がいいのではないかと政策評価会でなされております。従いましてこれを整理するということで、具体的には 5 頁を見ていただきたいと思います。5 頁別紙 2、政策評価一覧でございますけども、大目標、中目標、それから政策分野ということで整理されております。農林水産全体として体系付けますと、大目標が 1、2、3、4、5 ということでございます。大目標の 1 は、安全な食料の体制ということで、林野はご

ざいませぬ。それから 2 番目が新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で供給していく、ということでその中に木材利用の推進と木材産業の健全な発展と特用林産の振興が入っております。それから、次の頁をめくっていただきまして、大目標の 3 でございますけれども、農林水産業の構造改革の中に太い枠で囲っております、林業経営の育成というのが入っております。また、下の方を見ていただきますと、研究開発の推進も入っております。大目標の 4 にいきますと、農村漁村の活性化関係、交流関係が入っておりますが、その中に山村地域の活性化が入っております。それから 5 番でございますが、ここは自然環境の保全であるとか、多面的機能の発揮でございますが、ここに林野関係の森林の整備、森林の保全、国民参加による森林づくりと森林の新たな利用の推進が入っております。

以上で 8 つになるわけでございます。本当は 9 つ目として国有林野の政策分野があるわけですが、国有林野につきましては、それぞれ該当するところに入れております。森林の整備に該当する国有林野につきましてはその中に、森林の保全に該当する国有林野につきましてはその中に入れております。再整理したものにつきましては、9 つから 8 つになるわけでございます。なお、国有林野につきましては、それぞれ入れ込んだと申しましたが、その他の 8 つにつきましては、従前どおりでございます。変わっておりません。国有林野だけが付け加わっただけでございます。林野の政策分野につきましてはこのような形で体系的に整理するということでございます。この整理につきましては、現在政策評価会で検討中でございますけれども、本日からこのような形でパブリックコメントに付するというところでございまして、3 月中に策定という形で決定していきたいと考えております。以上でございます。

（太田座長）

はい、どうもありがとうございました。

政策評価法の施行に伴い、従来事業実施主体が評価していた公共事業についても国が評価を行うこととしたこと、必要性、有効性及び効率性の観点から評価を行うこととしたこと、さらに実績評価について、農林水産省の基本理念に照らし、政策分野を整理したこと、というご説明でございますが、どうぞご承知おきいただきたいと思います。

それでは、議事の 2 平成 15 年度事前評価について事務局よりご説明願いたいと思います。

（計画課長）

林野庁計画課長の梶谷でございます。よろしくお願いします。

事前評価の説明に入るまえに、先程長官の方からお話が出ましたが、地球温暖化防止森林吸収源 10 年対策というものを昨年末、農林水産省として決定したということで、その概要についてご説明申し上げたいと思います。資料 2 でございます。

ご案内のとおり日本は京都議定書により 6%の削減というものを約束しているわけですが、そのうち 3.9%を森林の吸収量で賄う、ということでございます。この点につきまして、昨年の 3 月に決定された温暖化大綱に明示されております。その 3.9%

をどのように達成するか、という観点でまとめたのがこの10カ年対策であります。

まず、基本的考え方ですけれども、森林整備・保全、こういうものにつきましては、一昨年閣議決定された森林・林業基本計画に基づいて実施していくというのが基本と考えております。これに加えて、地球温暖化対策推進大綱に示されているように柔軟に見直しを行いながらやっていく。こういう視点を取り入れた対応をとって行くという点があります。

それから、対策全体というのは、やはり政府全体で取り組んでいく課題という位置づけについて記述しております。その場合、関係省庁を中心として温暖化対策税の關係の検討も進んでおりますので、こういう動きも踏まえながら実施を図っていくことを考えているところであります。

次に対策の目標でございますが、左側四角の真ん中の部分でございますが、4つの内容で取り組んで行きたいと考えております。健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり等の推進ということでありますけれども、それぞれの目標といたしましては、まず、森林の整備につきましては、2010年頃計画としております育成林は、1,160万haになりますけれども、この育成林全体について、全国森林計画等に基づいて、多様で健全な森林の整備を展開する。それから天然生林に関しましては、このうち保安林等になっている590万haについては、しっかりとした管理保全を行っていくとしています。といいますのは、吸収量としてカウントされるのは、大きく分けて2つのものとなっています。1つは再植林ですが、1990年以前に森林でなかったものに対する植林ですので、なかなか日本では対象地が少ない。それからもう一つ認められているのは、森林経営。これは持続可能な一連の作業という位置づけになっておりますので、この部分を対象に吸収量をカバーしていこうと考えているところでございます。

今申し上げました2つの目標、これら直接吸収量のカウントに関連する部分となります。590万haと1,160万haを合わせますと、日本全体の森林の約7割にあたります。7割を吸収量の対象としていかなければならない、非常に難しいところがある、ということでもあります。

次に、ステップ・バイ・ステップの取組について説明したいと思います。政府全体の地球温暖化推進大綱もステップ・バイ・ステップで取り組んでいくことになっておりますが、森林分野につきましても、このアプローチを取っていきたいと思っております。第1ステップ、これは2003年と2004年です。第2ステップは2005年から2007年まで、第3ステップ、これは第1約束期間にあたりますが、2008年から2012年となっております。それぞれのステップの最後に評価をして、必要があれば、見直ししながら進んでいくこととしています。それぞれのステップの考え方ですが、第1ステップは今後森林整備を着実に推進していくにあたっての、体制の整備というものに力を入れていきたいと思っております。特に担い手の確保、それから木材利用促進のための条件整備、こういうことに対して手を打っていこうということです。さらに、これまであまり手が入っていなかった森林を洗い出して、どういうふうに整備を進めていくか、ということを盛り込んだ地域における行動計画というものも第1ステップの中で行っていききたいと考えております。

そして第2ステップですが、3.9%の確保が可能となるように、相当量の整備水準、引き上げを行わなければならない訳で、ここで3.9までカウントできるよう、この3年間で整備水準を引き上げまして、第3ステップに繋げるということを考えています。

第3ステップにつきましては、着実に報告していくということが求められますので、その水準を維持をして報告を行っていくということを考えているところであります。

なお、報告・検証体制につきましては、2007年に条約で審査を受けることになっておりますので、それまでに体制づくりを行う必要があるということで取り組んでいきたいと考えております。

それから右側の実施にあたっての展開方向ですが、対策については民有林・国有林を通じて行うこと、山村と都市との連携を図ること、それから対策については国ばかりでなく、地方公共団体、事業体さらには国民一体となって参画するとしています。それから次の○ですけれども、関係府省との連携、環境庁等になると思いますが、連携を十分に図ってやっていきたいと思っております。それから、政府が自ら率先して実行するということになっておりますので、特に国有林野については、そういうことを踏まえて、率先して管理・保全を図ると同時に、木材の利用についても政府が自ら木材利用を促進するという観点での取組が必要である点の記述を行っております。それぞれ具体的内容を書いておりますが、先程ステップごとの説明時に若干ふれておりますので、内容は省略させていただきます。吸収報告まで含めて5つの内容で実施を図って行きたいと考えております。

次のペーパーですけれども、そういう枠組みで平成15年度から計画がスタートするわけですが、最初の年の予算的裏付けがどうなっているかということで予算をまとめたものでございます。総額で見えますと、幸いと言いますか、15年度当初予算の他に、もう成立していますが平成14年度の補正予算が加わることになりまして、これらを合わせまして15ヶ月予算として実施を図っていくということです。その総額を見えますと公共事業につきましては4,530億円。前年に比べて約23%程の伸びが図られました。非公共事業につきましても、大きな伸びとなっておりまして、前年度14年度当初に比べますと、約1,200億円増という増加が図られているところでございます。

特に重要な点を見ていきたいと思うのですが、左側に健全な森林の整備、保安林等における森林の保全とありますが、これはまさに吸収量のカウントに直結する部分になりますけれども、この中でが付いているものは公共事業で実施するものであります。複層林の整備、あるいは広葉樹の整備、間伐対策、路網の整備であります。下にいきますと、流域上流荒廃地等の保全ということで公共事業として実施していきます。非公共事業の中で、新しいものが何点かあります。森林吸収源対策推進プランの策定ということで、先程申し上げました管理の不十分な森林を洗い出して、その森林の整備をどのようにやっていくかということを含めた行動計画を作っていくということで、新規の予算となっています。それからもう一つは緑の雇用担い手育成対策です。これまで厚労省の緊急雇用対策の中で、森林の作業というものも行われてきたわけですが、これは基本的には6ヶ月間ということで不十分であったわけで、6ヶ月間事業に従事した方々を、その期間が終わった後に林野庁の事業の方でさらに一年間、OJTの訓練

を行って本格的な林業の担い手に育成していくという事業で新たに認められたところであります。その他、保全のための巡視等の強化を図るとともに、右に行きまして国民参加の森林づくりについても、これまでの取組に加えまして、15年度からは高校生による山村滞在型森林保全活動の推進ということで、夏休み等利用して一定期間山村に滞在していただいて、森林の作業に携わっていただくというような新しい予算を計上しております。

その下にいきまして、木質バイオマスの利活用の推進ということですが、木質バイオマスのための推進のために、予算的にも相当増加しました。補正を併せますと4倍となっています。

それから報告・検証ではデータの緊急整備と同時に、国としてデータを収集して管理するシステムづくりを押し進める予算というものを計上したところでもあります。

以上、15年度が10カ年対策最初の年ということで、着実にこれを推進していきたいと考えているところであります。よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、事前評価の方であります。資料3-1であります。2に書いておりますように、平成9年度に林道関係事業、平成10年度治山事業について一部の事業に費用対効果分析を導入して、その後対象事業を拡大しておりますし、12年度からは原則として全ての林野関係公共事業について、費用対効果分析を実施する。と同時に、事前評価も実施しているという状況であります。また13年度からは、審査項目を明確化するという観点から、チェックリストというものも活用することとし、14年度からは限度工期の設定も実施するなど、充実を図ってきたところです。15年度につきましては、先程の企画課長からの報告にもありましたように、法律に基づきまして、必要性・有効性・効率性ということの評価の中に取り入れていくことにしております。その関係で1に戻っていただきまして、 、 、 につきましては昨年度ご承認いただいたところでございますが、それに加えまして として、必要性、効率性、有効性の観点から妥当であると認められること、という基準を設けて実施していきたいと考えています。結果についてですが、箇所数につきましては表に書いてあるとおりの件数を行ったということでもあります。それから資料3-2として林野公共事業における事前評価マニュアル、それから3-3として森林整備関連非公共事業における事前評価マニュアルを添付しておりますが、これは昨年度と変更点はございません。それから資料3-4にチェックリストを付けておりますけども、これは先程申し上げました必要性、効率性、有効性の観点というものを考慮いたしまして、審査項目と並び替えを行ったりして、整理をしているところであります。内容につきまして変更はない、ということでございます。公共関係につきましては以上でございます。

（経営課長）

続きまして、経営課長の岡田でございます。林業・木材産業構造改革事業につきましてご説明させていただきます。

従来実施して参りました林業構造改善事業につきましては、平成13年に施行されました森林・林業基本法を踏まえまして大幅な見直しを行い、平成14年度から林業・木材産業構造改革事業として実施しているところでございます。

資料の 4 - 1 に基づきまして、事業の概要についてご説明させていただきます。資料の 4 - 1 の趣旨にございますとおり、林業の持続的かつ健全な発展、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進するという観点から、担い手に焦点をあてまして、林業経営や施業の効率化、それから木材産業の構造改革、しいたけの生産・流通体制のための緊急整備のための総合的な構造対策であります。

次に個々の内容でございます。本事業におきましては、2 の(1)といたしまして、路網の整備、高性能林業機械の導入など、林業の生産性の向上性に資する施設、それから森林空間活用施設などの所得の向上に資する施設を整備する林業経営構造対策事業がまずございます。

2 つ目のものといたしまして、(2)でございますが、木材産業の構造改革を踏まえて行う、木材加工流通施設等を整備する木材産業構造改革事業がございます。

2 の(3)でございますが、しいたけの生産・流通等の構造改善に資する施設を整備する、しいたけ生産体制整備緊急対策事業でございます。

2 頁でございますが、地域材の利用を促進するモデル的な木造公共施設。それから木質バイオマスエネルギー利用施設等を整備する地域材利用促進対策事業でございます。

それから(5)といたしまして、沖縄県におきまして特別対策として実施しておりますが、本事業におきましても沖縄林業経営構造改革特別対策事業として実施するというようにしております。

このほか、これまでの林業構造改善事業につきましても、これまでに認定した計画事業が残っております。これらの着実な実施を図るということにしております。

ただいまご紹介いたしました事業の具体的な施設整備の内容につきましては、3 頁(参考)をご覧くださいと思っております。

次に林業・木材産業構造改革事業における新規事業の採択基準についてでございます。資料の 4 - 2 でございます。これにつきましてご説明いたします。

林業・木材産業構造改革事業につきましては、実施要領、運用通知に基づきまして、事業実施の要件が定められております。この要件に適合する事業につきまして都道府県が事業実施計画を作成して、林野庁長官へ提出の上事業実施という手順になっております。この事業計画の作成に当たって必要となります主な要件を資料 4 - 2 に記載しております。これについてご説明いたします。

当事業の対象といたしましては、都道府県ごとに、これは全都道府県が策定しておりますが、林業・木材産業構造改革プログラム、これに具体的に記載されていることが条件となっております。構造改革プログラムは、国の森林・林業基本計画を踏まえまして、各都道府県の地域の実情に応じて、木材の供給量・利用に関する目標、それからこれに関連する各分野の個別目標ごとに、これを実現するため具体的な取組を記載したものでございます。

それから といまして、当該施設の事業計画におきます原則 5 年後の目標数値。例えば林業生産施設、高性能林業機械の導入等でございますけれども、それであれば素材生産の生産コスト、あるいは生産量と目標数字が構造改革プログラムで記載されている都道府県の目標数値以上に設定されていること。こういったことが施設の要件と

して示しているわけでございます。

それからでございますけども、地域の関係者の意見を踏まえ事業計画が作成されていることにしております。 といたしまして、資金計画や用地の手当が明確になっており、計画が確実に実行されることが認められるものであること。 といたしまして、計画に基づく施設の利用が確実に認められて、十分な利用が見込まれること。 といたしましては、過剰と見られるような施設整備を排除し、徹底した事業費の低減が図られるという観点から、各施設につきましては、原則として上限建設費を超えないこととしております。この具体的な上限建設費につきましては、5 頁（参考 2）に付けております。平成 10 年度から設定しておりまして変更はしてございません。 といたしましては、収支を伴う施設でございますが、景気低迷による不況から次のような事業の実行が図られております。経営診断等により健全な事業が運営されることが確保されると認められること。それからまた、新規事業計画における 1 施設当たりの事業費、補助残に対する自己資金の割合、既事業計画への追加事業の実施について一定の基準を設け、過大な事業計画の防止等を図ることとしております。最後に全ての施設の整備について、事前評価として費用対効果の検証を行い、総費用額に対する総効果額が 1.0 以上となることとしております。以上が採択基準の内容でございます。事業採択及び事業評価の体系が 3 頁（参考 1）のところにまとめております。この体系に従いまして、事業採択をしていくことにしております。必要性・有効性・効率性の観点もこの中で見ております。

それから先程採択基準の中でお話いたしました、費用対効果分析につきましては、9 頁（参考 3）に示す手法で実施しております。なお、ご説明いたしました事業のうち、地域材利用促進対策事業につきましては別途木材課長の方からご説明することにして、私から林業経営構造対策事業、木材産業構造改革事業、しいたけ生産体制整備緊急対策事業、沖縄林業経営構造改革特別対策事業につきましてご説明いたします。

まず、費用対効果分析につきましては、12 年度から林道・作業道等について、その他の施設につきましても 13 年度から実施しております。手法につきましては昨年ご説明したものと変更ございません。林道・作業道につきましては、公共事業のものを準用しておりますし、その他の関連施設につきましては、生産が増えたこと、あるいは品質が向上する効果等を計上いたしまして、その算定法につきまして、算定方法はここで示すとおりでございます。

次に配分基準についてご説明いたします。2 頁をご覧くださいと思います。これは優先的に採択を行うものについて、その基準としてあげたものでございます。平成 15 年につきましては、ここにありまして、周辺の関連施設等の民間投資需要が誘発されることを期待できるもの。あるいは、乾燥材供給体制の整備を行うもの。また間伐材の利用の促進等、循環利用の課題に対応するもの。林業生産活動の効率化、山村の情報化の課題に対応したもの。それから、しいたけ生産・流通施設等の整備に係るもの。また、木造公共施設の整備で環境負荷の少ない社会経済システムの実現に資するもの。それから木質バイオマスエネルギー供給・利用施設等の整備に係るもの、こういったものを優先的課題としております。

本事業におきましては、資料 4 - 2 でご説明しました採択基準・配分基準により、採択等を実施しております。このようにして事業の透明性・客観性を図ることとしております。

最後に林業・木材産業構造改革事業の事前評価でございます。平成 14 年度林業・木材産業構造改革事業の新規認定に係る事前評価、この結果は資料 4 - 3 のとおりでございます。各施設整備とも、1.00 以上で採択しているところがございます、7 頁のところ具体的な事例を掲げております。これは高知県の事例でございます、代表的な高性能林業機械、玉切りの機械いわゆるプロセッサを導入したことによりまして、生産量が上がるという事例でございます。個々の分析結果は 18 頁のとおりでございます、この本事例では機械の導入により生産量が増え、生産コストが低減することによりまして、1.74 という投資効率となっております。そこでこの事業を採択したということでございます。以上で私からの説明を終了します。

(木材課長)

木材課長でございます。内容的には今お話ししました経営課長と同じ事業中の地域材利用促進対策事業のことでございます、基本的には林業・木材産業構造改革事業の中でございますから、内容的には一緒ということでございますが、資料的に言いますと資料 4 - 2 の中の 17 頁の地域材利用促進対策事業の費用対効果分析について、若干全体の事業と違うところがあるので、整理している部分があります。木材公共施設を造るとか、木質バイオマスエネルギー供給・利用施設を造るとかということに対する評価の部分でございますが、その中の費用対効果算定方法とか、2 の効果の定量的評価方法というのは、本体と同じでございます。次の頁の計測効果項目、18 頁のところでございますが、その部分につきまして、若干変えている部分があるわけでございます。例えば、木造公共施設の整備に係る効果の内容の中にございますように、施設の利用に生じる効果という形で、交流・展示促進効果とか、住宅による地域材需要拡大効果とか、公共施設による地域材需要拡大効果とかのお話をしておりますし、地域材を用いた施設の整備により生じる効果といたしまして、炭素貯蔵効果とか炭素排出抑制効果とかを設けております。

それからバイオマスエネルギー利用施設の中では、19 頁の のところがございますが、その施設を整備することにより、バイオマスエネルギーの普及啓発を図れる効果とか、 の炭素排出抑制効果を、施設を整備することにより、化石燃料の使用が抑制される効果とか、他の事業との違いを出している部分があるわけです。

今年の事業としていますのは、資料 4 - 3 の中にございますように、いろいろな事業をやっているわけでございますが、先程経営課長がお話ししたプロセッサの導入の次頁の資料の 11 頁の部分の学校の関連施設、学校のそばに交流施設を造る、隣接して造っていただく、という公共施設を造る場合に助成をしております、助成施設の事業の費用対効果分析をしている事例が資料の 12 頁に載せているところがございます。総括のところ炭素の貯蔵効果とか排出抑制効果とか、そういう項目を入れて計算しております。今の効率の総括として、1.14 という形の採択事業を載せております。以上簡単でございますが。

(太田座長)

ありがとうございました。少し説明が長くなってございますが、平成 15 年度事前評価、ということでございます。ただ今の説明につきまして、御意見がありましたらよろしくお願いします。

なかなか高度な内容ですが、ご注意いただきたいのが、事前評価の手法につきまして、あるいは採択基準について妥当かどうか、というところが一番重要なところではないかと思います。

(早坂委員)

資料 3 - 1、必要性・有効性・効率性の観点から妥当であるということが認められること、という新しい 15 年度の目標があるのですが、明確化されていますけども、もうちょっと私たちがイメージできるようなことを教えていただきたいと思います。

(太田座長)

もう少しご説明いただくということですね。

(計画課長)

必要性・効率性・有効性については、チェックリストの 3 - 4 を見ていただければ、より具体的なことがわかるのではないかと思います。3 - 4 の 1 頁にチェック事項が書いてあるのですが、例えば必要性、3 - 4 の 1 の「事業の必要性が明確であること」という項目で審査の内容が書いてあります。必要性をどう捕らえるかということですが、「森林の多面的機能の発揮や、安定的な林業経営等の観点から、その内容が必要である」ということに照らして、この事業が必要であるかどうかをチェックすることとなります。それから効率性につきましては、費用対効果分析の結果が 1.0 以上であれば効果があるということです。有効性につきましては、「事業により効果の発現が図られる」、ということで「事業実施主体の意欲から判断して、事業の実施が確実であり事業効果が図られること」、という項目を入れております。それから、次の頁等におきまして、優先配慮事項において有効性をどう考えるかということを記載しております。それから、それぞれの事業ごとに、その有効性・効率性・必要性の判断の内容というものを記載して、審査していくとしているところであります。

(太田座長)

先程の説明では、こういう項目が出てきているけども、内容的には前を整理したという説明でしたね。ですから、前から項目そのものの内容はあったということでしょうですね。

他にいかかでございますか。

(野村委員)

大変細かい話になって恐縮なのですが、資料 4 - 3 費用対効果分析結果という中で、12 頁、例えばですね、年効果額の総括の中で炭素排出抑制効果と言うのが、これはわずかなのですが 391 千円というのが入っているのですが、参考のためにこの 391 千円というのはどのようにして算出されたのか、教えていただきたいと思います。

（木材課長）

資料 4 - 2 の最後の頁を見ていただきたいのですが、19 頁の一番下になります。炭素排出抑制効果をどうしたかということでございますが、非木造施設と木造施設の単位面積当たり主要材料製造時炭素排出量の差に施設面積を掛けて、換算係数、CO₂ 回収技術コストと還元率を掛けて出してきたというパターンなのですが、要は非木造と木造の差を出しております。

（野村委員）

この二酸化炭素回収技術コストって何ですか。

（木材課長）

担当から答えさせます。

（木材課利用推進企画係長）

昨年 of 日本学術会議答申の際に三菱総研が出した調査研究報告書の中の、火力発電所の二酸化炭素回収コスト 12,704 円を使っております。

（野村委員）

何となくイメージできました。

（太田座長）

それぞれの事業評価の合理性は改善していくということではありますが、なかなか御質問・御意見難しかろうと思いますが、さらにはございますでしょうか。

（小林委員）

ちょっと全体的な話ですが、いろんな評価手法が示されたのですが、林業・木材産業構造改革事業、いわゆる林構事業の改革されたものだと思うのですが、特に木材政策、林業が疲弊されて木材産業もかなり落ち込んでいる、というような問題点もあると思うのですが、そういったものへの今後の問題点、もっと問題点があると思うのですが。それと長官が最初におっしゃっていましたが、総体的にどのようなことを考えて施策をしていくか。先程の地球温暖化対策 10 年施策との関係とかね。大雑把ですけども、問題点とどの辺を視点において 15 年度の施策、事前評価ですか、これについて考えておるのか、ちょっと漠然としていますけども、お願いします。

（太田座長）

どんなインセンティブを与えていくようなところがあるか、ということでしょうね。

（木材課長）

先程経営課長からご説明申し上げましたけれども、木材産業で今何が足りないのか、ということが一つの今回の中での視点になろうかと思います。要は乾燥というところが、やはり国産材と外材という中での競争になってきているのではないかと思うわけです。単純に申し上げますと、なぜ国産材が負けてくるようになるかと申しますと、それはヨーロッパからの集成材的ないわゆる乾燥がキチンとされた木材が入ってきているからです。一方で国内の木材は昔ながらのグリーン材で、どうしても今の冷暖房完備の密閉された家にはなかなか向かない。入れた瞬間に割れが起こったり、ずれが起こったりして、クロスなんかに欠陥が出てしまう。そこにどう対応していくかという意味においては、乾燥施設等を整備しながら、外材に対抗できるような木材産業の体質をつくっていく。こういうことを中心にしながら考えていくということでございます。簡単でございますが。

（太田座長）

ちょっと説明が長く時間が押しておりますので、またあれば戻りたいと思いますが、まずここでは資料 3 - 1 の事前評価の新規採択に当たって 4 つの基準に照らしつつ、総合的な評価を行って事業を採択していく。これが新しくなっているわけですが、これが妥当かどうか。あるいは、今のご説明にありましたように、4 - 2 の資料の採択基準。4 - 2 の資料の 2 頁目に今お話ありましたように、優先的に行うものということで、乾燥材供給体制を優先するという形だろうと思いますが、林業・木材産業構造改革事業の新規採択が妥当かどうか、この辺りを確認していきたいということでございます。これでよろしゅうございましょうか。

何かありましたら、戻ることにはいたしまして、先に進めさせていただきます。

それでは議事の 3 補助事業の期中及び完了後の評価について御意見を伺うことにいたします。事務局よりご説明願います。

（計画課長）

期中及び完了後の評価についてですが、まず期中の評価であります、資料の 5 - 1 をご覧いただきたいと思います。

平成 10 年度から事業採択後 5 年以上を経過した林野公共事業を対象に、5 年ごとに実施していくということであり、この関連で平成 14 年度につきましては表に記載のとおりでございますが、治山事業 90 箇所について全て継続となったところがあります。なお、直轄事業、公団事業につきましては、平成 14 年 12 月 24 日に公表済みで、別途第 3 者委員会を設けております。なお、森林整備事業の林道につきましては、5 年経過しているものもありますが、森林整備事業として、造林と林道一体的に 5 年ごとに計画を策定することになっている、ということでもありますので、その事前の評価の中で、再評価をしているということで、これにつきましては別途担当課長の方から説明させていただきたいと思います。

引き続きまして完了後の評価ですが、経過としましては、平成 11 年度に国有林直轄治山事業において試行的に実施した後、平成 12 年度から原則として全ての直轄・公団事業で実施しております。14 年度からは補助事業にも導入したところです。

完了後の評価といいますのは、事業完了後概ね 5 年を経過した事業を対象に実施するということですが、補助事業につきましては国が事業主体ではないために、情報収集などで都道府県の協力が得られる範囲で評価する、ということとしております。今年度治山事業につきましては 164 箇所、森林整備事業につきましては 469 箇所実施したところであります。期中及び完了後の評価の具体的な事例につきましては、各事業担当課長の方からご説明させていただきたいと思います。

（整備課長）

つづきまして林野庁整備課長ですが、森林整備事業につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

資料の 3 - 5 を出させていただきたいと思います。今計画課長がご説明申し上げましたとおり、平成 14 年度に造林・林道を一体化するという、公共事業の再編がスタートしたところございまして、事業の採択は市町村長が作成する森林整備事業に関する 5 力年計画を単位として実施する、というふうになっております。この計画は 5 年ごとに作成して、5 年間の事業ということでございますので、期中の評価というような手法での評価ではない、ということですが、今申し上げましたとおり、林道については、路線としてみた場合、5 年以上経過して実施している路線があること。また再評価システムは平成 10 年度から路線を単位として、これまで評価を実施してきた、ということでございますので、市町村森林整備事業計画に計上する林道のうち、5 年経過後継続して事業を実施する必要があるものにつきましては、これまでの再評価と同じ方法で路線単位の再評価を実施し、それを事前評価に反映する、ということとしております。すなわち、平成 14 年度にも再評価を実施したところでありますが、位置づけの場所が事前評価の部分に出てくる、というような形になっております。平成 14 年度森林整備の林道の再評価の実施でございますが、地方公共団体の再評価委員会でそれぞれ検討したものを、林野庁でも十分吟味いたしまして、再評価になったというものでございまして、全体は 85 件、そのうち継続が 82 件、中止が 1 件、休止が 1 件、計画変更が 1 件でございます。中止の内容は、島根県の森林基幹道の大万木線、全長が 10.6km、幅員が 4m でございますが、供用が 4.9km でございます。44%の段階でございますが、利用区域内の天然林について、木材生産等を行わない施業方針に見直したことから、森林基幹道として今後事業を継続するという必要性について欠けたということがございまして中止としたところでございます。

山梨県の森林基幹道の栃代釜額線でございますが、7.9km で幅員 4.0m、2.3km できているわけでございますが、事業費が 21 億円でございます。これはルート・規格等の見直しが委員会等で出ておりまして、幅員縮小等の見直し、工期の短縮を行うこととなりまして、この検討に要する期間については休止ということでございます。この結果は、将来短縮等がまとまれば、地方公共団体の再評価委員会においてご審議いただき、林野庁においても十分に情報をいただきながら、調整させていただきご報告さ

せていただきたいと思います。

大阪の森林管理道の長谷東山堀河線でございます。4.8km、幅員 5m、1.9km できて 41%でございます。全体事業費は 7 億円でございます。新たに整備されます農道等が計画されまして、そちらの方の活用を優先するということでもありますので、路線変更を行って、農道等との調整を行うというものでございます。

これらの結果につきましては、先程の計画課長がご説明いたしました資料 3 にありました森林整備事業補助事業の事前評価実施箇所数 2,497 箇所に反映しているわけでございます。今後とも事業採択の適切な指針に資する観点から、適切な評価を実施していきたいと考えております。

それでは引き続きまして資料 5 - 4 の完了後の評価でございます。お手元の資料 5 - 4 で大変分厚い資料になっております。公共事業の再編等がございますので、参考の方では旧林道関係事業ということで、抜き出した形の表になっておりまして、完了後の評価を今回 469 箇所実施いたしております。資料の一覧表がここに書いております、森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業、農林漁業用揮発油税財源身替林道事業に別れております。また表中の事業区分は平成 8 年度完了時点の普通林道事業ということで整理しております。参考資料は今申し上げました、旧造林、旧林道事業に整理し直したものを添付いたしております。

また事例につきましては完了後の評価の結果につきましては資料 5 完了後の評価個表のうち、2 箇所についてご説明申し上げたいと思います。215 頁をお開きいただきたいと思います。215 頁に大分県の玖珠郡九重町の青野山というところの森林環境保全整備事業、普通林道開設事業の概要でございます。これについては、地図等も入れましてお手元の大きな資料でご説明させていただきたいと思います。

これにつきましては、大分県の玖珠郡九重町の青野山という普通林道開設事業でございます。まず、図面の方からご説明させていただきたいと思いますが、一枚開きまして、森林基幹道青野山線位置図というところでございます。大分県の中西部にございます町でございまして、もう少し大きな図面であれば図面の左側の西の部分には日田市が入っているところでございまして、青野山というのは日田市から大分市にかけ途中の下にですね、高速道路がございまして左側に見える台地上の山でございます。で、もう一度一枚開いていただきます。森林管理道青野山線の平面図の 1 万分の 1 でございまして、この青野山周辺の森林整備を行うというところで、事業を行ったものでございます。で、この事業の特徴でございますが、この真ん中の図面に風倒木処理 2.9ha とございます。これは実は平成 3 年 9 月の台風 19 号という大変大きな台風がございまして、広島の大島神社が大破したことでも有名でございますし、青森のリンゴがほぼ全滅したという大きな台風でございますが、森林関係でいきますと、大分県の森林・林業に大きな打撃を与えた台風でございます。これを処理し、その復旧をするという目的で開設されたものでございます。その次にありますのが現地での写真でございます。その次が利用区域内の森林施業実績調書というものであります。あらためて、一枚目に戻っていただきたいと思います。この事業については今申し上げましたとおり、日田郡の森林組合原木市場への輸送距離の短縮、それから幅員 4m、延長 7,265m を開設したというものでございます。この費用対効果については、種々の

因子を計算いたしまして、総便益が 1,169 百万円、総費用が 884 百万円でございます。分析結果が 1.32 であります。事業の関係でございますが、下刈りが 22ha、枝打ちが 5ha、除間伐が 59ha 実施されておりまして、利用区域が 228ha ございます。86ha が整備されております。また、図面にもありますとおり、この林道を導入することによりまして、路網から 500m 未満となる森林が大幅に増えたということでございます。これは、林道とともに作業道が導入され、エリアとしては路網密度が 54.2m/ha という形になって、非常にこの中での森林の林内作業、風倒木作業が容易になったということでございまして、早急に林地災害の発生の防止を行ったということでございます。また、施設の整備については、現在町が路面の舗装を行い、充実した施設とするように取り組むなど、町が現在この森林整備に中心的な役割を果たしているところであります。ただ、木材価格の低迷によりまして主間伐が遅れておりますが、しいたけ原木の活用など、新たな動きも見られるところでございます。今後は要間伐林分の存在もございまして、間伐促進事業ということで、この林道を中心にさらに作業道を導入して、森林整備を進めていきたいと考えております。必要性は木材価格の低迷が続く中で、生産コストの縮減、労働条件の緩和となる本林道の整備が必要不可欠ということとともに、効率性は費用対効果分析が 1.32、地域住民が施設管理に参加しておりますが、今後ともその必要性が望まれるというところでございます。有効性といしましては今申し上げました事業効果の発現というところに見られまして、有効な施設と認められるということでございます。

続きまして、次は 312 頁の 2 - 67 鹿児島県財部町の事業についてご説明したいと思います。お手元に図面と一緒に資料がございまして、ご説明したいと思います。最初が評価個表でございまして、2 枚目が集落周辺森林整備事業箇所区域図というのがございます。サクラ、スモモなどの植栽状況ということの 3 頁目には写真がございまして、着工前と現在の状況ということで載せてございます。

それではお手元の完了後の評価個表でございまして、鹿児島県の財部町でございまして、これは集落周辺森林整備事業ということでございまして、森林居住環境整備事業として実施したものでございます。事業実施期間は平成 6 年～8 年までの 3 カ年でございまして、ちょうど完了後経過年数が 5 年でございまして、この事業は当地域におきまして、生活環境保全機能、保健文化機能などの高度発揮を図るため、当該事業によりまして、新植・下刈り・除間伐・枝打ちなどの森林整備を 69ha、作業路関係 2,960m を実施するものであります。この植栽等は、サクラとスモモ等広葉樹も植栽として実施しておりまして、町民の憩いの場としての森林整備を図っているものであります。2 枚目は周辺の地図でございまして、少し見にくいとは思いますが、事業としてはこういう形のエリアで実施しておるところでございまして、3 頁目は、サクラ、スモモなどの植栽状況、着工前、現在の状況でございまして、森林整備と併せて整備された公園施設で他の所管でございまして、このような施設も一緒に入れているということでございます。サクラ、スモモ以外には複層林の整備ということで、着工前の写真がありますが、これを複層林と整備して現在の状況になっている。次の頁のところが事業箇所周辺での森林整備状況でございまして、こういう形で間伐も行われ、下層植生等もこのようになっているところであります。作業路につきましては、使用期間が 5 年

以内という事業でございますが、現在もこの作業路は利用されているということでございます。それから森林を訪れる人々ということで、町が単独で整備しました遊歩道もこの中に入れておりますので、この遊歩道を使いながら山頂付近でのレクリエーション又森林浴を楽しむ、というようなこともやられているところであります。もう一度個表の方に戻りまして、この事業効果の発現であります、サクラ、スモモなどの広葉樹の植栽を実施したことによりまして、町民の憩いの場としての森林整備が図られた、北側に除間伐、枝打ちを実施したことにより、景観の向上や森林施業のモデル林としての活用が図られた等の効果が、現在の状況は写真等でもご説明申し上げているところであります。また、この資料だけでなく、町の単独事業とかいろいろな事業と一緒に入れながら、この事業の相乗効果というものも図られているということでございます。ただ、ここの課題といたしましては、当該事業実施によりまして、憩いの場として森林施業のモデル林としての一定の成果はあったわけでございますが、場所によっては、地形が急峻であって、森林整備が進まない場所もある。集材路等の整備を今後行いまして、積極的に森林整備を行う必要があるということでございます。必要性は今申しましたとおりでございますし、費用対効果で便益は 341 百万円、総費用が 106 百万円でございます、分析結果が 3.22 ということで効率が認められるということでございます。有効性等につきましては、今もご説明申し上げましたが、町民はもとより鹿児島市等の住民も訪れるようになりまして、レクリエーションの場としても有効活用されるようになってきているところでございます。以上でございます。

（治山課長）

それでは、治山課長でございますが、私の方からは治山事業につきましてご説明申し上げたいと思います。

資料の 5 - 2、それから完了後の評価が 5 - 3 でございます。それからお手元に民有林補助治山事業の体系という、クリップでつづったものがございますが、これにより詳しくはご説明申し上げたいと思います。

まず期中の評価でございますが、先に計画課長がご説明申し上げましたとおり、事業期間 5 年以上のものにつきまして、事業開始後 5 年ごとに評価を行うということですけども、治山の今回の評価では 90 箇所が評価の対象となっております。それから完了後の評価は事業完了後 5 年を経過した時点で行うことということでございますが、今回は最初ということで、各県試行錯誤していますが、164 箇所対象としているところであります。

まず、期中の評価をご説明申し上げますが、この 90 件の内訳でございますが、横表で事業の内容を簡単に書いた紙がございますが、90 件のうち山地治山の復旧・予防に係る部分が 21 箇所、保安林整備という事業がございますが、その中に保安林改良、これはあの、山火事とか気象害で被災したところについての森林の整備をする事業でございますが、38 箇所ございます。一番下に地すべり防止事業ということで、13 箇所。その他併せまして 90 箇所でございます。先般委員の皆様方にはこの中から代表箇所 6 箇所をお送りさせていただいておりますが、地域が固まらないよう

に、各事業の代表的な個所を選んでお送りさせていただきました。

それともう一つ、事業が長期間に渡る地すべり防止事業についても、選定しましてそれも併せてお送りさせていただきましたけども、本日はそのうちの3件についてクリップ止めした資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、整理番号42でございますけども、一枚めくっていただきまして、北海道のわらび野地区でございますけども、本地区の保安林は北海道南西部の八雲町に位置しまして、広い範囲に渡りまして土砂流出防備保安林としまして重要な森林でございます。このところは昭和49年に山火事が発生しまして、その次の頁にあるとおり、山火事に被災しました。その後チシマザサが繁茂しまして、天然更新による更新が困難となっているところで、保安林機能が低下したというところで、平成9年度からの北海道の保安林改良事業によりまして、植栽を行ってきているところでございます。次の3頁のようにチシマザサを筋状に刈り払いまして、赤エゾマツなどを植栽しているということでございます。本地区に着きましては順次事業を進めているわけですが、対象面積が広いということ、ササの刈り払いなどで大変手間がかかるということから、年間の施行面積が限られまして、やむなく着工から5年を経過しておるところでございます。平成14年時点での、最初の個表に戻りますけども、費用対効果分析の結果は7.80となっております。費用につきましても工事発注の効率化によりまして、コスト縮減を図ってございまして、効率的に事業を実施しているところでございます。保全対象については、事業実施当時と大きく変化ございません。しかし、地元八雲町あるいは地域住民から森林造成の要望が高いところでございます。事業効果につきましては植栽により事業効果が認められますので、保安林機能向上のために必要ということでございます。以上総合的に考えますと、必要性・効率性・有効性と認められるため、実施については継続が妥当と判断しております。

次にこの後ろにございますけども、番号でいきますと62でございますが、群馬県青倉地区の地域防災対策総合治山事業についてご説明いたします。当地区は群馬県南西部の下仁田町に位置しておりまして、付近にはミカブ構造線といった断層によりまして、破壊活動を受けた非常にもろい地質になっておりまして、豪雨により落石や土砂流出などの被害がでておるところでございます。1頁にございますように、本地区内には青倉川に沿いまして、帯状に集落が点在しておりまして、中には小学校などの重要な保全対象もございます。集落の背後にございます保安林の機能を増進させることによりまして、土砂災害発生被害を軽減させることが重要ということでございます。そこで平成9年から群馬県が地域防災対策総合治山事業によりまして、土砂を流出する谷止工、落石の被害を低減させます落成防止工を実施しています。土砂が堆積している渓流につきましては、土砂の移動と渓岸の浸食を防止するための谷止工を連続して配置することにしております。2頁目にあるとおり落石の恐れのある場所につきましては、保全対象の近辺、住宅のある近辺には落石を待ち受ける落石防止柵を設置しているというわけでございます。本地区におきましては、災害発生の緊急地から施工箇所に優先度を付けまして、復旧・整備を行っているものの、復旧整備する箇所が多いことから、地区内に点在していることから、やむなく着手から5年を経過しているところでございます。平成14年度時点での費用対効果分析の結果は1.17となっ

ておりまして、便益の部分で一番大きな部分を占めるのは、土砂災害防止便益。費用につきましても、間伐材等を利用しまして、コスト縮減に取り組んでいると、効率的な事業を実施中でございます。保全対象の関係につきましては、事業当時とほぼ同じであります。ここも下仁田町から事業の継続が要望されているところでございます。事業効果でございますけれども、施工済みの個所では災害は発生しておりません。今後もこの事業によりまして、山腹と溪流の一体的な整備が必要ということでございまして、総合的に判断しますと、必要性・効率性・有効性が認められると、事業については継続が妥当と判断しているところでございます。

次に千葉県井野川上地区の地すべり防止事業についてご説明申し上げたいと思います。本地区は千葉県南部の富山町に位置しまして、泥岩・砂岩が破砕を受けているということでございまして、1頁にありますように地すべり防止区域がお互いに隣接している地すべり多発地帯ということでございまして、本地区におきましても、2頁目にございますように、比較的浅い面で次々と地すべりが発生・拡大しているということで、個々につきましては、昭和37年から地すべり防止事業を行ってきているところであります。地すべりに対しましては3頁にございますように、地すべりブロックに対しまして有害な地下水の排除や湧水の浸透防止を図るための水路工などを実施しているところであります。本地区につきましては、地すべりの危険性などを考慮しまして、順次対策を実施しているわけでございますが、本地区の面積、一般の地すべり防止地区面積は林野庁平均で見ますと60haに対しまして、ここは420haと大変面積が大きいというところであります。それで毎年のように発生する豪雨に対する地すべりに対応するため、危険性の高い地すべりブロックを安定させるために、やむなく時間がかかっているところであります。平成14年度時点での費用対効果分析の結果は2.40となっておりまして、総便益の一番大きな部分を占めるのは土砂災害防止便益、費用につきましても2次製品の活用を図るなどによりコスト縮減を図り、効果的な事業、効率的な事業を実施しているところであります。ここにつきましても保全対象は事業実施前と変化ございませんが、ここも地元から事業の継続の要望が高いところであります。事業効果でございますが、何らかの対策をしたところでは地すべり活動は認められない、ということで土砂災害防止に有効ということであります。以上総合的に判断しますと、必要性・効率性・有効性について認められるため、事業については継続が妥当と判断しているところでございます。

次に完了後の評価について、ご説明申し上げたいと思います。完了後の評価の内訳についてですが、復旧治山・予防治山につきましては全部で89箇所、その他に水源地の上流の整備、あるいは施設一体となってやるのが29箇所、地域防災対策治山等17箇所などとなっております。そのうちから今回は2箇所につきましてご説明申し上げたいと思います。

今の資料の後ろに付けております、鹿児島県宇都地区の復旧治山事業ですけれども、本地区につきましては鹿児島県中部の隼人町に位置しておりまして、周辺はシラスに被われまして、豪雨によって度々土砂災害が発生している地域でございます。平成5年の豪雨では大変な大雨でございまして、この地区におけます下流の町道とか水源とかが被害を受けたところでございます。この山腹崩壊地を放置すれば、1頁の下にあ

りますように、大きな範囲で土砂災害を受ける恐れがあるために、平成 7・8 年の 2 年間で鹿児島県が復旧治山事業によりまして、山地崩壊地を復旧させるための山腹工事をしたところでございます。2 頁におきまして、崩壊の発生源におきましてはモルタル吹きつけを行いまして、堆積した土砂につきましては、斜面を整形しまして安定させるための土留工を施工した後に、次の年植栽してございます。平成 14 年度時点での費用対効果分析の結果は 9.69 となっておりまして、便益のうち一番大きな部分を占めるのは土砂災害防止便益と。また、費用につきましても、間伐材等を利用したコスト縮減に取り組んでおり効率的な事業を実施しております。この周辺の保全対象につきましては、事業実施当初と比べて大きな変化はございません。事業効果につきましては、崩壊地が安定しまして、次の 3 頁目のとおり植栽木も順調に成長してきておりまして、森林状態へ復元したいと考えております。今後も適切な保安林施策によりまして、保安林機能の維持が期待されるところでございまして、以上総合的に判断しますと、必要性・効率性・有効性について認められる箇所と判断しているところであります。

それから最後でございしますが、沖縄県の大浜地区の保安林改良事業についてご説明申し上げます。本地区の保安林は、石垣島南部の石垣市に位置しまして、1 頁にあるとおり、周辺の住宅あるいは道路を潮害、潮の害から保全している重要な森林でございまして。ただこのとおり平成 6 年に襲来しました台風によりまして、高潮などにより森林の無立木地化が始まりまして、例年の台風によりまして、2 頁のとおり林分が疎になって、草本類が目立つようになってきていると、保安林の機能が著しく低下ということでございまして、平成 7・8 年の 2 年間で、沖縄県では保安林改良事業によりまして、植栽と幼木を保護するための木製防風工を実施しました。植栽につきましては、潮風害に強いテリハボクとモクマオウを植栽しています。平成 14 年度時点での費用対効果分析の結果は 2.81 となっておりまして、便益のうちで一番大きな部分を占めますのは風害軽減便益と。また費用についても間伐材等を利用しましてコスト縮減に取り組んでございまして、効率的に事業を執行しているところでございまして。保全対象については、事業当時と大きな変化はございません。事業効果でございしますが、3 頁にございまして、植栽木が順調に成長しておりまして、林地等が回復しているのが見えると思います。今後、適切な保安林の維持管理によりまして、保安林の機能維持が期待されるところでございまして、以上総合的に判断しますと、必要性・効率性・有効性について認められる箇所というところでございまして。以上でございまして。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

それではただ今の説明につきまして、期中の評価と完了後の評価でございしますが、期中の評価の林道の場合は 5 年ずつやっていくので、事前評価と対応していくという、ちょっと混乱するところでございしますが、ただ今のご説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

(野村委員)

すいません、先に失礼させていただきますので。お答えは結構です。私が考えているところを申し上げたいと思います。

評価の件なのですが、先程から出ている温暖化防止効果、これをどう織り込むか、その可能性・必要性も検討なさっているかもしれませんが、これについて今後考えていく必要があるのではないかと。バイオマスエネルギー、バイオマス資源の活用という面もありまして、先程少し出ていましたが、総合的に全体をどう関連づけていくか、という先程の林野庁長官からのお話にもありましたけれども、これを評価の中にどう反映させていくか、という点もこれから重要になってくるのではないかという点が1つ。もう一つ、今いろいろ伺っていますと、きちんとやられている、というものがたくさんあると、私も考えます。ただこれが広く国民の間に正確に伝わっているかどうか、やっぱりまだまだ森林等そういうものについては、かなり誤解に基づく、判断というものも多いと思いますので、非常に難しいのですが、この内容をわかりやすく、なおかつできるだけ正確に、しかも使いやすく、これはITの活用をすれば、可能性がかなり高まってくると思いますので、国民にどれだけわかってもらえるか、こういうデータをどれだけ使ってもらえるか、ということを考えていただければと思います。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。今日の説明の分につきましては、計画等妥当であるという形でよろしゅうございますか。

(野村委員)

はい。

(太田座長)

それで今後について、今のようなご意見ということで。

それでは他に細かいことでも結構ですので、何かございますか。

(林委員)

細かいことなのですが、群馬県の青倉地区につきまして、治山ダムの、これはなんと読めばいいんでしょうか。マツメでしょうか。間詰一体化工法というのは具体的にどういうふうな工法でしょうか。

(治山課長)

コンクリートでダムを造る場合にはですね、最初にコンクリートを入れるために、型枠と申しますか、ベニヤなんかで枠を造って、そこに流し込でコンクリートが固まったら型枠をとる、ということでやっているわけですが、その分手間がかかりますし、そのコンクリートの型枠も何回か使えば、使えなくなる。型枠を最初からコンクリートにしまして……。担当から説明いたします。

（川浪施設実行・監査班課長補佐）

コンクリートの土木構造物を造る場合に、最初に設置する場所を整えまして、そこにものを置まして、隙間があるところは後で埋めるようなことをしなければ安定性が保てませんので、そこをまた後で型枠を組んでコンクリートを流し込むのですが、そうすると大変手間がかかり、コストが上がってしまいますので、一番最初から本体と同じように造っていくことができますと、あとから間を埋める、ということをするための型枠を組んだり、コンクリートを流したりということが省けますので、その分安く同じ機能を持つものができるということで場所場所に応じて、そういう工法を用います。

（林委員）

イメージがわからなかったのですが、型枠造らなくてもできるということですか。砂防ダムはわかるのですけども。

（施工企画調整官）

型枠は使うのですが、部分によっては使わない。つまり、底の部分とか脇の部分というのは、地山と接する部分があるのですが、そこを今までは型枠でやっているのですが、こういった場合については流し込んでしまう、このことによって型枠の施工分を省き、コストを縮減するということであります。

（林委員）

はい、わかりました。ありがとうございました。

（早坂委員）

例えば林道なんかで、中止になったというのが先程も出てきているのですが、事業が完了したあと５年後には経過報告をしているのですが、事業が中止になったあとの報告というものはやらないのでしょうか。といいますのは、私ももっと勉強していれば仙台市の林道事業を中止にしないですんだな、ということがたくさんあるのですよね。中止になってかなり年数が経っているにも関わらず、かなり公共的なお金を投資しても放置されている。その中にはスギの林もありましたし、手の入れられていない。そういうものを手入れするための林道であったはずなのに、市民団体の意見と深層部の崩落があったという一言で中止になったと。せっかくお金をかけた後に、中止のまま何もされずにいいものなのか、どうか、林野庁としてどう考えてますでしょうか。

（整備課長）

整備課長です。今早坂委員の話があったのは仙台市のハシムカイ林道のことだと思いますが、林道につきましては開設と同時に森林施業にその段階から使える、というのが普通の道路と違う特徴がございます。公道と公道を連結しなくても、山の地点まで行けば、そこから苗を搬出できる、そこから山の施業地に行けるという特徴がござ

いますので、林道が中止されたからといって、森林整備が、そのところができなくなっている、というふうなことは望ましいことではないと考えております。ただ地域として、その林道を造ろうとする意欲があって、それに取り組まれているところはですね、例え中止になったことによって、地域全体の気持ちといいますか、意欲が大きく損なわれているところについては、もう少し丁寧に施策を考えていかなければいけない、というふうに考えております。

（太田座長）

中止した時点から 5 年目に事後評価するかどうか、そういうことですね。

（早坂委員）

可能性があるかどうか。

（整備課長）

中止したものについて、実は平成 10 年から再評価が始まっておりますので、それを今度 5 年後にやるのかどうか、ということでございますが、現時点ではまだそこについて、中止しているのであれば事業全体の効果をどのように測定するのか、という点についてはまだ知見がございません。今そこをどういうふうに行うのか、造林・林道一体のものとして効果を見るようにしておりますので、その点も踏まえて中止とか、中止しているものの事後評価を考えなければならない、と。現在検討中です。

（施工企画調整官）

補足させていただきます。名乗り遅れましたが計画課の島津と申します。公共事業の評価を担当しているのですが、公共事業の事業評価、先程からいいますように、事前評価、期中の評価、完了後の評価の 3 つございます。事前評価については、この事業について着手するかどうかということを目的でやっておりますし、期中の評価については 5 年も経っている事業について、そのまま継続するのか、見直しするのか、ということでやっております。数はやっているだけの事業について行うということでやっているのですが、完了後の評価については、そういった事業にあった効果を見て、その事業は終わってしまっているものですから、次なる事業とか、評価方式へ反映させて求めていこうというのが一つと、農林水産省では事業評価は全事業やりますよ、というふうにはいっているのです。政策評価法、今年からやっていますよといっているのですが、その中ではですね、法律で義務づけられているものについては、10 億円以上の公共事業というふうになっております。そういう意味では、農林水産省はできるだけやるという、先端を行っているつもりではいるのですが、そうなりますと、県とか市町村が事業主体でやっているものにつきましては、県とか市町村の協力を得ていかないとできない、というふうになっています。ですから今回も完了後の評価について全て終わったもの 5 年について全てでているのではなく、協力が得られたものとなっておりますので、そういう意味で、今ここで終わった事業についてやれるかどうかについて、回答できるのではなくて、その状況を見ながらこちらの方も検

討していかなければならない、ということでございます。

（太田座長）

よろしゅうございましょうか。

額の少ないもの、市町村が施行しているかという部分ですね、いくつか課題がでてきたということだろうと思います。

（小林委員）

林道の関係なのですけども、林道事業というのはかなり長く続く事業ですが、5年、10年、20年続くと。今後も期中の評価というのを変えていくことをチラッとあれなのですけども、期中の評価というのは大事だと思うのです。着工してから5年経っているものを評価することは、事前評価と別の意味で、継続の事前評価は重要だと思うのですが、そのへんの考え方がどうなっているのか、ということと、森林整備事業としての関連なのか。ご説明願いたい。

（太田座長）

よろしくおねがいします。

（整備課長）

整備課長です。林道については今小林先生からご説明がありましたとおり、5年以上経過しているということでございます。現在、限度工期という考え方を導入しておりますが、過去のものについてはそのままです。今回事業としては造林・林道一体で行いますので、5年間の計画で5年以内に完了していくという考え方を取っておりますが、それを立ち上げるときに、それまでやっているものを次の計画事業に引き継ぐときに、例えば14年度の期中の評価であれば、15年度にやるかやらないかを14年度に決めます。15年度のところに今回次の計画があるということでございまして、期中の評価というのは5年ごとの時間をおいていけば、事前評価でもあるということでもあります。この点で非常に大事な点は、事前評価の中で特に林道については期中の評価と同じ手法でやると。それから第三者委員会の意見を聴いて、検討を行っていくということでもありますので、手法としては今までの期中の評価と変わらない。名称とか位置づけ等については、なお検討する余地があると思います。事前評価と呼ぶのか、それとも期中の評価として評価をして事前評価として読み替えていくのか、という点は若干詰めなきゃいけない点はあるかと思いますが。いずれにせよ、今までと同じやり方で、事業の評価を行うということは変わりないです。

（太田座長）

小林先生、今の点はいかがですか。事前評価というよりも、期中の評価のほうが国民に理解されやすいのかな、とそんな感じがいたしますが。その辺りの位置づけは、事前評価といっても、期中の評価の考えでやっているということなので、よろしいかと思いますが。

必ずしも全部の事業の説明を聞いているわけではございませんが、今日の説明をお聞きした範囲内では、期中の評価で継続の例、中止した例、変更の例。それから事後評価では一応効果のあった例が説明されましたが、評価は妥当であるという一応の了承でよろしゅうございましょうか。

特に全体について、お時間が残り少ないですが、ご意見ございましたら発言いただきたいと思います。

（早坂委員）

今の世の中、地方分権が結構進んでいるのですが、日本の森林を守るということに対して、県ごと市町村ごとの温度差がかなりあるように思います。評価につきましても、県ごとにずっと見ていまして、それぞれの県が目指している方向というのが、林野庁が目指している方向と結構バラバラのところがあったり、もっと違う方向がいいのじゃないかと思ったり、というところがあるのですが、それにはやはり国と地方が一緒の方向を向いて森林・林業・地球環境問題を考えていかなければいけないと思うのですが、それに関してやはり林野庁の方で県とかに対して、どんどんいろんなものをやっていただけると、担当者がとても取り組みやすいと思うのです。私は三重県出身なのですが、知事さんがお変わりになったら、林業とかの取組が変わっております。ですから、国として向いている方向をもうちょっと打ち出していただけると、方向性がかなり違ってくるのではないかなと思うのですが。

（計画課長）

まさに早坂委員おっしゃるとおりですね、地球温暖化の取組を見ても一生懸命取り組もうという県もあれば必ずしもそうでないというところもございます。そういう意味ではやはり、地球温暖化という点を考えると何も国のためだけにやっているわけではないし、森林整備というものも地域の環境を良くする上で効果が出てくるわけですから、そういうことを各都道府県に伝えていきたいということで、今キャラバンを組んで回っているところです。それから農林水産省として政策について話し合う機会がありますので、このような機会を通じ関係の部長さん方に対しても今の森林整備の考え方をお伝えし、できるだけ一致して取り組んでいただくよう対応していきたいと思っております。

（太田座長）

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

（林委員）

森林整備は地域によって温度差、県によっても力の入れ具合が違うということで、現場に近い者がなかなか判断しにくいことが結構ございますので、地方の方に林野庁のほうから足を運んでいただいて、強いリーダーシップといいましても、地方分権になっていきますのでなかなかそういうことないかもしれませんけども、もうちょっとわかりやすく、縦割りの行政にこだわることなく、現場にわかりやすい制度・施策をお

願います。

（太田座長）

はい、ありがとうございます。私も林委員の意見に賛成でして、森林・林野の主張をできないものか、と私も思っております。

（小林委員）

皆さんがおっしゃっていることと一緒になんですが、森林整備をするということは確かにいいのですが、抽象的な感じがするわけです。実際今お話していましたが、実際に地方に行くと段々と林業は疲弊してきている、という話を聞くわけで、もう少し体制、形、昔は川上から川下といろんなことがありましたが、実態を見て、例えば林業の実際何が問題になっているのか、とにかく材価に対するコストが高い、外国に比べても税金が高い、ということでどんどん悪くなっているわけで、先程乾燥の問題がありましたが、もっと輸送の問題とか、まだまだ機械化も足りないですし、林道整備も足りないわけですが、もっと突っ込んで輸送コスト辺りにももう少し補助するとか、もう少し林業家を支えるような施策もやってほしい気がするのです。具体的な体制の形というものを考えながら、政策というものをやっていく必要があると思うのです。林野庁の政策をどんどん浸透させていくと同時に、地域の意見とか、森林施業をするのは誰か、林業家を支えていかなければならないので、その辺も努力願います。

（太田座長）

はい、ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いします。

意見が出尽くしたようなので、議事の３終わりました。議事の４ その他ですが、今後のスケジュールについて、事務局よりご説明願います。

（企画課長）

本日いただきました御意見等を踏まえ、新規事業の事前評価を進めるとともに、期中及び完了後の評価結果を取りまとめたいと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事録につきましては、各委員にご確認の上、公表することといたしますので御了承を願います。

それから、専門部会の委員の先生方でございますが、毎年３月に改選を行っておりまして、次回の専門部会につきましては委員の改選後、新しい委員の皆様の日程を調整させていただきまして、開催することにしたいと考えております。

（太田座長）

ありがとうございました。

本日頂きました意見等を踏まえ、作業を進めていただきたいと存じます。なお、今後修正が生じたときの取扱いにつきましては、座長に一任いただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

（太田座長）

ありがとうございます。そのようにさせていただきたいと存じます。

また、議事録の件につきましては、事務局の説明のとおりとさせていただきます。

なお、次回の部会につきましては、委員の改選後、事務局から連絡があるということですので、そのようにご承知おきください。

それでは、以上をもちまして、本日の部会を閉会といたします。どうもありがとうございました。